

（前部上側端灯）

第124条 前部上側端灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部上側端灯の照明部の取扱いとは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 前部上側端灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上のものであり、かつ、その機能が正常である前部上側端灯は、この基準に適合するものとする。
 - 二 前部上側端灯の灯光の色は、白色であること。
 - 三 前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面（前部上側端灯のH面の高さが地上2,100mmを超えるように取り付けられている場合にあっては、上方5°の平面）及び下方15°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より前部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。
 - 四 前部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる前部上側端灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯
- 3 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 被牽引自動車以外の自動車に備える前部上側端灯は、その照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取り付けられていること。ただし、4個備える場合は、上側の2個はその照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取り付け、かつ、下側の2個は上側の照明部の上縁と下側の照明部の下縁との垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取り付けられていること。この場合において、その照明部の最前縁と自動車の後端からの距離が

400mm以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近づけて取り付けられなければならない。

- 二 被牽引自動車に備える前部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。ただし、4個備える場合は、上側の2個は取り付けることができる最高の高さに取り付け、かつ、下側の2個は上側の照明部の上縁と下側の照明部の下縁との垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取り付けられていること。この場合において、その照明部の最前縁と自動車の後端からの距離が400mm以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近づけて取り付けられなければならない。
 - 三 前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。
 - 四 前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（前面が左右対称でない自動車の前部上側端灯を除く。）。
 - 五 前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに200mm以上離れるような位置に取り付けられていること。
 - 六 前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
 - 七 前部上側端灯は、点滅するものでないこと。
 - 八 前部上側端灯の直射光又は反射光は、当該前部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 九 前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 4 次に掲げる前部上側端灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯